

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 4 日

鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

デタープライトW 240 缶

(2) 調達物品の規格

12kg/缶

(3) 納入場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津 730）

(4) 納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、1 に示す物品の 1 個当たりの単価（以下「単価」という。）とする。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）に実績数量を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価（税抜）欄に記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量は最低数量を保証するものではないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械器具類の厨房機器に登録されている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療技術局栄養管理室

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問い合わせ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院医療技術局栄養管理室

電話 0857-26-2271（内線 3361）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、令和8年3月4日（水）から同年3月13日（金）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月4日（水）から同年3月13日（金）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵便による入札

不可とする。

(5) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年3月19日（木）午前11時

イ 場所

鳥取県立中央病院 3階 栄養管理室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月13日（金）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の単価（税抜）に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

(6) 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算案が可決されたときに落札決定（契約の相手方の決定）を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。